京丹後市告示第８０号

京丹後市建設工事の年間受注件数制限及び同日落札数制限の運用基準を次のように定める。

令和７年３月３１日

京丹後市長　中　山　　泰

京丹後市建設工事の年間受注件数制限及び同日落札数制限の運用基準

（趣旨）

第１条　この基準は、建設業を取り巻く環境が一層厳しくなる中、受注機会の均等による建設工事業者の育成を目的として、本市が発注する建設工事における年間受注件数の制限及び同日落札数の制限の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（年間受注件数制限の適用対象工事）

第２条　年間受注件数の制限の適用対象となる建設工事（以下「年間受注数制限対象工事」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす建設工事とし、年間受注件数（当該工事を受注する年度の４月１日から３月３１日までに受注した年間受注数制限対象工事の件数をいう。以下同じ。）の上限は４件とする。

(1)　土木一式工事（下水道工事を含む。以下同じ。）に係るＡ等級の建設工事

(2)　一般競争入札又は指名競争入札により受注者を決定した建設工事。

２　年間受注件数には、災害復旧工事及び除雪支援策の建設工事の受注を含まないものとする。

３　共同企業体による建設工事の受注については、当該共同企業体の構成員すべてに１工事につき１件の年間受注件数を加えるものとする。

（年間受注件数の制限方法）

第３条　年間受注件数の制限方法は、次のとおりとする。

(1)　一般競争入札の入札参加資格確認申請から入札参加資格確認通知までの間に、年間受注件数の上限に達した者は、参加資格なしとして確認通知書を発行する。

(2)　一般競争入札の入札参加資格確認通知から開札までの間に、年間受注件数の上限に達した者は、参加資格取消しとする。

(3)　指名競争入札の入札指名通知から開札までの間に、年間受注件数の上限に達した者は、指名取消しとする。

(4)　開札時点で、年間受注件数の上限に達している者の行った入札は無効とする。

(5)　落札決定後、契約の締結までの間に年間受注件数の上限に達していることが判

明した場合は、落札決定を取消す。この場合において、次順位の落札候補者を落札者に決定する。

（同日落札数制限の適用対象工事）

第４条　同日落札数の制限（以下「同日落札制限」という。）の適用対象となる建設工事（以下「同日落札数制限対象工事」という。）は、同一日に開札する次に掲げる工事の案件とし、落札することができる件数は、それぞれ当該同日落札数制限対象工事の区分ごとに１業者につき１件とする。

(1)　Ａ等級の土木一式工事

(2)　Ａ等級の除雪支援策工事

(3)　Ａ等級の水道施設工事

(4)　Ｂ等級の土木一式工事であって設計金額が１千万円以上のもの

(5)　上記以外で市長が必要と認めた建設工事

２　災害復旧工事及び入札参加資格が共同企業体であることが条件とされる建設工事は、同日落札数制限対象工事に含まないものとする。

（同日落札制限の方法）

第５条　同日落札制限の方法は、次のとおりとする。

(1)　同日落札数制限対象工事の落札決定は、当該案件に係る予定価格が高い順に行うものとする。

(2)　同日落札数制限対象工事の落札者が当該落札した工事以降に同一日に落札決定される同日落札数制限対象工事で行った入札は無効とする。

(3)　市長は、入札参加者がきわめて少数となることが予想される工事を同日落札制限の対象外とすることができるものとする。

(4)　発注者の都合により同日落札数制限対象工事の入札を中止した場合において、同一等級で改めて入札を実施するときは、中止前の開札日に当該入札に係る工事の予定価格よりも高い予定価格の他の同日落札数制限対象工事を落札した者は、当該入札に参加することができないものとする。

(5)　対象案件の入札を中止し、改めて入札を実施する場合において、設計金額に応じた発注等級区分が中止前の等級区分と異なる場合は、新たな工事発注として取扱う。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。